

地方公共団体の数の増加及び狭山火葬場組合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

提案理由にありますように埼玉県入間市を狭山火葬場組合に加入させるための改正と、現行の組合規約の不備を補うための改正部分からなっております。

入間市の加入申し込みにについては昨年のいまごろから交渉が始められ、組合議会においてもその説明がなされ、入間市の申し出を受けすることに決定していたわけでございます。それからちょうど一年後の今年三月初め、管理者の瑞穂町長と入間市長との間で協定が取りかわされ、その内容については九日の全員協議会で説明したとおりでございます。

それでは規約の条文中につきましてご説明申し上げます。

第一条は省略いたしまして、第二条は構成市町数の変更でございます。次の第五条は議員定数を九名から十二名に増加あります。たの改正でございます。第六条は議員の任期、第七条は補欠選挙、第八条は議長及び副議長を他の組合規約に準じましてそれ



ぞれ改正しようとするものでございます。第十条は副管理者を

二名から三名に改正し、第十一条は新たに管理者の任期と欠けた場合の職務代理者の選定手続を加えてございます。次の十二条、第十三条は

字句の補正でございます。第十四条組合経費の支弁方法、これは現行でございますと火葬場の使用料、その他の収入で火

葬場を運営し、なお可不足を生じたときには組合市町が負担するという規約にございます。これを組合市町がその経費を負担

することに改めようとするもので、組合運営の本来的な形に改正するわけでございます。次に附則の改正は、地方自治法第二百九十九

三条の規定により、数都道府県にわたる市町村組合に関する許可

等の特例に該当するため、自治大臣の許可のあった日から施行する

というものを定めようとするものでございます。

以上、はなはだ簡単でございますがよろしくご審議のうえご可決くださるようお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑も行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了です。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ三十号については委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成を呼ぶ者あり」)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君から

所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案オ三十号狭山火葬場組合を組織する地方公共団体の数の増加及び狭山火葬場組合規約の変更

更についても採決いたします。

本案は原案とあり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ三十号は原案とあり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 日程オ十七議案オ三十一号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(オ七号)を議題といたします。

朗読を省略し、本案につき提案理由の説明を求めます。

企画調査室主幹生子国利君

登壇

(企画調査室主幹生子国利君 飛壇)

企画調査室主幹(生子国利君) 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(オ七号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は都において当市の建設事業に対し事業内容及び一般財源充当額を検討考慮され、特別な配慮によりまして都独自によって設定されております東京都振興資金より一千

万円の地方債をわ一小学校分校増築事業に対し許可する旨の通告がありまして、申請の手続上予算議決が必要となり、ここに補正予算案を提出した次第でございます。

予算内容についてご説明申し上げます。

わ一頁につきましては才入才出それぞれ一千万円を追加いたしまして総予算額を十四億二千四十八万一千円と定めようとするものでございます。二条につきましては地方債の補正内容でございます、次の二頁をお開き願いたいと思います。

まず市債につきましては補正前が一億円、それに対して今回の補正を入れまして一億一千万円と予算の補正をすまわけでございます。次に才出につきましては教育費の補正前の額が二億九千六百十九万五千円、この額は補正後においても同額でございます、この内容としましては財源内訳中一般財源を地方債に振りかえ措置したものであります。教育費の計上予算額には変更はございません。なお予備費につきましては、教育費より生じました一般財源を年度末の関係上、事業面等に充当しても施行が不可能でございますので、

予備費に追加いたしまして才入才出の措置をいたした次第でございます。

なお、三頁の地方債補正につきましては補正内容として限度額の関係のみが補正されております。したがしまして二百五十万円でありました限度限を補正後一千二百五十万円としようとするものでございます。

補正の内容につきましては以上のような内容でございます、はなはだ雑ばくな説明でございますがご慎重ご審議のうえご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「原案賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案わ三十一号については委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。 たいま加藤清一君から所定の賛成者を得て、 本案は委員会付託及び討論を省略し、 たいちに採決したい旨の動議が提出されましたが、 本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。 よって本案は委員会付託及び討論を省略し、 たいちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案第三十一号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(第七号)を採決いたします。

本案は原案とあり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。 よって議案第三十一号は原案とあり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程第十八回会中の継続審査申し出につ

いて議題といたします。

総務及び厚生両委員長から目下両委員会において審査中の案件について、 会議規則第七十条の規定によりお手元にご配付してあります申し出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

議長(石川信義君) 九番大野行夫君

九番(大野行夫君) たいま議長が朗読された件の中で厚生委員長にお尋ねいたします。

先日、 市民五十四名より提案されました零才児保育に関しては母親の切なる願いでございましたが、 本説明によりますとこのようになっておりますが、 補足説明におきましても実状をよく調査のうえに採択されるようお願いした次でございしますが、 都においては四十七年度より実施されるような計画があると聞き及んでおりまして、 このためまえかうも本請願は四十六年度において諸準備のためにも採択されて執行機関において計画されるべきが妥当ではないかと思っておりますが、 この件についてどのような経路をたどり、 どのように実態を掌握されて継続審査となされたか明確にご説明していただきたいと思っております。

議長（石川信義君） 厚生委員長 杉本皆雄君

。厚生委員長（杉本皆雄君） ただいまの大野議員よりのおことばでございますが、零才児の保育に関しましては公明党の中里議員もおられまして、中里議員からも慎重にこの件について説明をいただきたいわけでした。また理事者からもこの件について慎重にご説明をいただきたいわけでございます。零才児の保育ということに対して非常にむづかしいかあると、それと同時に零才児の保育を希望する方が現在の福生におきましても非常に小人数であるということ、またこれに対する一人の零才児の保育に対する費用も非常に多くかかるということなどの説明をいただきました。慎重にこれを審議したわけでございますけれども、その間に零才児の保育につきまして、ある市では一つ問題があるというようなことも私は聞きました。そこでは零才児保育ということにつきましては零才児というものの健康——これが非常に健康の保持がむづかしいと、特に零才児の場合には急に病気が起ったり何かした場合、容易にこれを発見することも保母さんにはむづかしいのではないかと、その場合に、もし病気が出ただけならいいのですが、病気が出た結果、もしその

子供さんに間違ひでもあった場合、この責任はだれが取るのだろうかということも実は心配したわけでございます。

私ども聞いたところによりまして、そういうことも保母が問われて大きな問題になつてゐるというところもありました。

そうしますと、この零才児の保育ということに対して、例えばこれを採用した場合に、その責任を取る保母さんがはたしてきてくれるのかきてくれないのか、わずか三万円か四万円ぐらいの給料をもらつて万が一そういうような誤ちがあった場合の責任というものは非常に大きな問題であるということ等を慎重に審議いたしまして、その際、大野議員の統一された公明党の議員さんの中里議員もおられたわけですが、中里議員も非常にこの件について主張されましたけれども、最終的にはこの説明によりまして納得をしていただきました。これは委員長一人で採決するものではございませんので、委員会へおはかりいたしまして、全員一致でご了解を得て継続審査とした次第でございます。

（拍手）

議長（石川信義君） 九番大野行夫君

。九番（大野行夫君） 委員長の説明で概略の件はわかりましたけれども、そうしますと後で説明されました費用とか、もちろんこれは保健婦ない看護婦等が付き添つての事業でございまして、こういう点の研究等については四十六年度においてやられることを理事者のほうに要望されたかどうか、その点もう一度伺いたいと思います。

議長（石川信義君） 厚生委員長 杉本皆雄君

。厚生委員長（杉本皆雄君） これはあくまでも継続審査にもつていったわけでございますので、その件につきましては中里議員の意は理事者にもそばで聞いていただいたわけでございますが、前向きな姿勢で考えたいというような考え方で、私たちもできるだけこの継続審査で慎重にこれを検討すべきものではないかといふような考えでございします。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 九番大野行夫君

。九番（大野行夫君） もう一点、厚生委員長にお伺いいたしますが、この継続審査の中で児童遊園地の請願が二百十三名の志茂牛次地域の方から出されておりますので、この件につきましては先日の補

足説明の中でも「現地の状況をよく掌握していただいて、実態をよく調査されてこれをご採択願いたい」と、このようにお願いしてありますけれども、この点につきまして現地の状況をよく掌握されてのうえと思ひますけれども、その点についてもう一度現在に至るまでの間の内容をご説明願いたいと思います。

議長（石川信義君） 厚生委員長 杉本皆雄君

。厚生委員長（杉本皆雄君） 児童遊園地の件でございしますが、この件につきましても相当中里議員の提案を、また意見を慎重にお伺いしたわけでございます。

例えば、児童遊園地の牛次周辺ということがあったわけでございますが、あの周辺に現在遊園地として適当な場所があるかどうかというのを理事者も心配したわけでございますが、「それでは提案者の中里議員にお伺いしますけれども、中里議員として、この適当な場所があるかどうか」ということを各委員から質問されたわけでございますけれども、中里議員さんもこの件につきましては「まだこれはこまかくは調べていない」といふご返事もいただいたわけでございます。

例えは、国有地等があった場合には、これはある程度可能なことも考えられますけれども、現在の住宅地におきまして「牛浜の周辺」というような限定された請願でございますので、あの周辺をさがすのではなかなか困難であると。また住宅地を購入するということも、これはやはり費用等も相当多くなつてたいへんなことであるということと慎重に意見を交換いたしましたして、中里議員におかれましてはこれを了とせられまして金貝一政で継続審査のご決定をいただいたわけでございます。

議長（石川信義君） 九番大野行夫君

九番（大野行夫君） もう一度お伺いいたしますが、現地調査等はやはりにならなかったのか。

議長（石川信義君） 厚生委員長杉本皆雄君

厚生委員長（杉本皆雄君） 現地調査等はまだしておりません。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。本件は申し出のとおり

閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（石川信義君） 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

議長（石川信義君） これをもって昭和四十六年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後一時三十五分 閉会

署名議員

福生市議会議長

石川信義

副議長

中村国太郎

議員

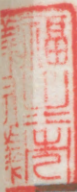
中村国太郎

議員

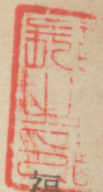
水谷清一

議員

中西虎藏



福生市議会



福総発第二七九四号

昭和四十六年三月十八日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川常太郎 印

議案の送付について

昭和四十六年第一回福生市議会定例会第二日目に提案する議案を、つぎのとおり送付します。

一、狭山火葬場組合を組織する地方公共団体の数の増加及び狭山火葬場組合規約の変更について

二、昭和四十五年度福生市一般会計補正予算（第七号）



審査報告

議案審査報告書



一件 議案第七号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
二 委員会付託月日 昭和四十六年三月九日 (第一回福生市議会定例会)
三 委員会開会月日 昭和四十六年三月十二日 午前九時
本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十六年三月十二日

総務委員会

委員長 末 次 性 男

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九号 福生市消防団条例の一部を改正する条例
二 委員会付託月日 昭和四十六年三月九日 (第一回福生市議会定例会)
三 委員会開会月日 昭和四十六年三月十二日 午前九時
本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十六年三月十二日

総務委員会

委員長 末 次 性 男

福生市議会議長

石 川 信 義 殿